

○飯塚市花いっぱい推進協議会補助金交付要綱

平成18年10月11日

飯塚市告示第186号

(趣旨)

第1条 飯塚市花いっぱい推進協議会(以下「協議会」という。)が、市内において社会を明るくする運動の一助として行う事業、活動等に要する経費に対する補助金の交付等については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事務及び事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 雑草繁茂の防止及び地域の美化景観向上に関すること。
- (2) 花、園芸に関する研修会及び講習会に関すること。
- (3) 花苗育成の技術向上の推進に関すること。
- (4) 花いっぱい運動の企画立案、実践活動及び啓発活動に関すること。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第4条の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前年度決算書及び当年度予算書
- (2) 協議会規約
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補則)

第4条 この告示に定めるもののほか、申請書等の様式その他の補助金の交付等についての必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。